

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の 一部を改正する法律案の骨子

平成29年 2月
農林水産省

I 趣旨

我が国の生乳生産量及び飲用牛乳需要が減少傾向にある中、今後需要の増加が見込まれる乳製品に生乳を仕向けやすい環境を整備し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図る必要がある。

このため、生産者補給金等の交付に関する措置について、畜産経営の安定に関する法律（以下「畜安法」という。）に恒久的な制度として位置付けるとともに、生産者補給金の交付対象を拡大し、指定を受けた事業者（生乳生産者団体にあつては「指定生乳生産者団体」という。）に集送乳調整金を交付する等の措置を講じ、酪農経営の安定を図る。

II 法律案の概要

1 畜産経営の安定に関する法律の一部改正

(1) 生産者補給金等の交付対象者

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、以下の者（以下「対象事業者」という。）に対し、生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給金等」という。）を交付することができる。

- ア 生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う者
- イ 自ら生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する者
- ウ 自ら生産した生乳を加工して自ら販売を行う者

(2) 年間販売計画と交付対象数量

- ① 生産者補給金等の交付を受けようとする対象事業者は、毎会計年度、生乳等の年間販売計画（各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量等を記載）を農林水産大臣に提出する。
- ② 農林水産大臣は、年間販売計画が農林水産省令で定める一定の基準（年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であること等）に適合すると認める場合には、対象事業者に交付対象数量（年間に交付を受ける生産者補給金等に係る加工原料乳の上限数量）を通知する。
- ③ 交付対象数量は、飲用牛乳及び乳製品の需給事情等を考慮して農林水産大臣が定める総交付対象数量（機構が年間に交付する生産者補給金等に係る加工原料乳の上限数量）を基礎とし、年間販売計画に基づき算出する。
- ④ 交付対象数量の通知を受けた対象事業者は、事業の実績及び経費について、農林水産大臣及び当該対象事業者に生乳販売の委託又は生乳の販売を行った者に報告する。

(3) 集送乳調整金の交付

① 農林水産大臣又は都道府県知事は、以下の要件を満たす対象事業者を、その申請に基づき指定することができる（指定を受けた者が生乳生産者団体であるときは「指定生乳生産者団体」。一般事業者も含めた総称は「指定事業者」とする。）。

ア 定款その他の基本約款において、生乳販売の委託又は生乳の売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、一又は二以上の都道府県の区域において、委託又は売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること

イ 集送乳の業務に関する規程において、集送乳に係る経費の算定方法等が一定の基準に従い定められていること

② 機構は、指定事業者に対し集送乳調整金を交付することができる。

(4) その他改正事項

① 機構は、指定乳製品等の輸入並びに機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うことができる。

② 原料乳及び指定乳製品の価格安定措置並びに指定乳製品の調整保管制度を廃止する。

2 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

機構の業務について、1（1）から（3）まで及び（4）①の業務を追加する。

3 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止

1及び2の改正に伴い、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法を廃止する。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日は、平成30年4月1日とする。

2 経過措置を設ける等の所要の規定の整備を行う。

加工原料乳生産者補給金制度の見直しの概要

生産者補給金の交付

1 生産者補給金等の交付対象者

- ・ 生産者補給金等の交付対象者（以下「対象事業者」）

- ① 生乳受託販売（委託を受けた生乳の販売等）又は生乳買取販売（買い取った生乳の販売等）の事業を行う者
- ② 自ら生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する者
- ③ 自ら生産した生乳を加工して自ら販売を行う者

2 年間販売計画と交付対象数量

- ・ 生産者補給金等の交付を受けようとする対象事業者は、毎会計年度、生乳等の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成し、農林水産大臣に提出する。
- ・ 年間販売計画には、取り扱う生乳の生産される地域、用途別の販売予定数量等（年間計、月別）を記載する。
- ・ 農林水産大臣は、提出された計画が以下の基準に適合するものであると認める場合には、年間販売計画に記載のあった数量を参考に、対象事業者ごとの交付対象数量を算出し、通知する。

- ① 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であること
- ② 生産者補給金の交付業務を適正に行えること
- ③ 用途別取引を行っていること

3 生産者補給金等の交付等

- ・ 都道府県知事又は農林水産大臣は、対象事業者が取り扱った生乳のうち、加工原料乳の数量を認定するものとし、機構は、認定された数量（ただし対象事業者ごとの交付対象数量を超える場合は交付対象数量）に補給金単価を乗じた額を、生産者補給金等として交付する。
- ・ 交付対象数量の通知を受けた対象事業者は、販売実績、販売コストについて、農林水産大臣へ報告する。

4 生産者補給金の交付等

- ・ 生産者補給金等の交付を受けた対象事業者は、当該事業者が生乳の委託又は販売を行った者に対し、生産者補給金として交付する。
- ・ 生産者補給金等の交付を受けた対象事業者は、当該事業者が生乳の委託又は販売を行った者に対し、生乳販売に係る事項（販売実績、販売コスト）を報告する。

集送乳調整金の交付

1 対象事業者の指定

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う者であって、以下の要件を満たすものを、その申請に基づき指定することができる（生乳生産者団体にあつては「指定生乳生産者団体」。一般事業者も含めた総称として「指定事業者」。）。

- ① 定款等で、正当な理由なく一又は二以上の都道府県の区域において、生乳の委託又は売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること
- ② 業務規程において、集送乳に係る経費の算定方法等が基準に従い定められていること



対象事業者のうち要件を満たすものを指定

2 指定事業者に対する集送乳調整金の交付

- ・ 指定に係る地域内における集送乳が確実に行われるよう、機構は、指定事業者に対し、集送乳調整金の交付を行うことができるものとする。
- ・ 当該調整金の金額は、農林水産大臣が定める単価に、指定事業者が、その指定を受けた地域内で生産された生乳のうち、受託販売又は買取販売を行った加工原料乳の数量を乗じて得た額とする。